二　当該定率法の承認の期間の末日が当該暫定措置法の承認の期間の末日後である場合　同日以前の期間について前号の規定を適用した場合に得られる額（同日の属する月については、日割により計算した額）及び同日後の期間について当該定率法の承認を受けた工場の延べ面積を計算の基準として第一項の規定を適用した場合に得られる額（同日の属する月については、日割により計算した額）を合算した額に相当する額

第九条第一項中「含む。）」の下に「若しくは関税暫定措置法第九条の二第五項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）」を加え、同条第三項中「第二条から第四条まで又は前条第一項」を「第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項又は前条第一項、第三項若しくは第四項」に改め、同項ただし書中「（製造用原料品の減税又は免税）若しくは定率法」を「、定率法」に、「又は免税）の」を「、免税又は戻し税等）若しくは関税暫定措置法第九条の二第一項の」に改める。

第十三条の四第一項中「、次項及び第六項」を「及び次項」に改め、同項の表中「戻し税」を「戻し税等」に改め、同表に次のように加える。

関税暫定措置法第九条の二第一項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の規定に基づく承認	同条第八項

第十三条の四第二項中「（災害による手数料の還付、軽減又は免除）」を削り、同条第三項中「（災害による期限の延長）」を削り、同条第五項中「（災害による手数料の還付、軽減又は免除）」及び「（次項において「申請者」という。）」を削り、同条第六項中「申請者が関税法の表の各号の下欄に掲げる規定により納付すべき手数料として第二条第一項、第三条第一項（第八条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四条第一項の規定により計算される額（第二条第四項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては同条第一項の規定により計算される額から同条第四項の規定により軽減される額を控除した額とし、第三条第三項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては同条第一項の規定により計算される額から同条第三項の規定により軽減される額を控除した額とする。）」を「当該施設に係る行政処分に係る手数料の額」に改め、同項第二号中「納付すべき」を削る。

第十四条第一項中「第二条から第四条まで又は第八条第一項」を「第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項又は第八条第一項、第三項若しくは第四項」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の二」を「第十九条の二・第十九条の三」に、「第六章　軽減税率等（第三十二条・第三十三条）」を「第六章　軽減税率等（第三十二条・第三十三条）　第六章の二　オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用（第三十三条の二―第三十三条の十一）」に改める。

第十三条中「であること又は」を「であること、」に、「発動日又は」を「発動日若しくは」に、「であることの」を「であること又は法第七条の八第二項に規定する発動日前において本邦に向けて送り出された生鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉であることの」に、「当該物品又は」を「当該物品、」に、「豚肉等に」を「豚肉等又は当該生鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉に」に改める。

第十四条から第十六条までの規定中「第七条の三第六項」を「第七条の三第七項」に改める。

第十八条第一項中「輸入数量」の下に「（同項に規定する当該年度中における協定対象外輸入数量を含む。）」を加え、「法第七条の五第二項」を「同条第二項」に、「第七条の三第六項」を「第七条の三第七項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該協定対象外輸入数量を算出する場合について準用するときは、第十四条第一項中「計上される数量」とあるのは「計上される数量（以下この項において「統計計上数量」という。）（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日（以下この項において「協定発効日」という。）の属する月においては、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の統計計上数量（協定発効日前の期間のオーストラリアを原産地とするものに係る統計計上数量（同月の初日から協定発効日前までの期間に相当する分として日割により計算した数量）と協定発効日以降の期間の同協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを第十八条の二で定めるところにより税関長が認めたものに係る統計計上数量との合計数量及び法第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る統計計上数量を除く。）とする。）」と読み替えるものとする。

第十八条第二項中「第七条の三第六項」を「第七条の三第七項」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（オーストラリア協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものの確認方法）

第十八条の二　法第七条の五第一項第一号に規定する経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることの確認は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第六十一条第一項第二号イ（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に掲げる書類（同号ロに規定する場合に該当する場合には、同号ロに掲げる書類を含む。）に記載されている事項により行うものとする。

2　関税法施行令第六十一条第四項本文、第五項、第七項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「、オーストラリア協定原産品申告書等及び締約国品目証明書」とあるのは「及びオーストラリア協定原産品申告書等」と、「輸入申告」とあるのは「輸入申告（法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされる物品にあつては当該申請）」と読み替えるものとする。

第十九条中「第七条の三第六項」を「第七条の三第七項」に改める。

第十九条の二に次の一号を加える。

十四　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

第三章の二中第十九条の二の次に次の一条を加える。

（オーストラリア原産品である生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法）

第十九条の三　第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定するその年度における輸入数量について準用する。

第二十一条中「（昭和二十九年政令第百五十号）」を削る。

第三十二条第一項第一号中「第六十五条」の下に「（児童福祉施設の指定）」を加え、「次条第二項」を「次条第二項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第九条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一　関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げるフレッシュチーズ及びカード（いずれも乾燥固形分が全重量の四十八パーセント以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）を除く。）、関税率表第〇四〇六・四〇号に掲げるブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ並びに関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げるその他のチーズのうち、関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、プロセスチーズの原料として使用するもの

二　関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げるその他のチーズのうち関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、シュレッドチーズの原料として使用するもの